

平成 24 年(ワ)第 2049 号・遺骨返還等請求事件

併合事件 平成 26 年(ワ)第 77 号

原告 城野口ユリ他 3 名・被告 北海道大学

2014 年 3 月 27 日

札幌地方裁判所民事第 5 部合議イ係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 市 川 守 弘

弁護士 毛 利 節

弁護士 難 波 徹 基

弁護士 今 橋 直

弁護士 皆 川 洋 美

求 釈 明

被告は、基本事件及び併合事件のいずれにおいても、被告が保有する遺骨は祭祀承継者に対してのみ返還すると主張する。その法的根拠は明記されていない(基本事件答弁書 15 ページ、併合事件第 4 準備書面 4 ページ)。おそらく民法の規定を主張するものと思われる。そこで以下確認のために被告に釈明を求める。

- 1 被告の主張する、保有する遺骨は祭祀承継者に対してのみ返還とする法的根拠は民法 897 条及び旧民法の家督相続の規定なのか
- 2 1 の釈明が民法 897 条及び旧民法の家督相続の規定とした場合、本件において請求する遺骨は旧民法の制定施行された明治 31 年 7 月 16 日以前に死亡した者も含まれる(訴状添付遺骨目録 2) ところ、民法施行以前の遺骨について、なぜ死亡後の民法が適用されるのか、明らかにされた

い。

- 3 被告は、発掘が当該場所の管理者から承諾を得たものであったとの主張を行っているが（被告第1準備書面4ページ）、それは原告が返還請求を行っている訴状別紙遺骨目録1の遺骨（以下、「本件遺骨」という）について、被告に占有権限があるとの主張か。そうであるとすれば、被告の保管する本件各遺骨について、それぞれ如何なる管理者から、何時、誰が承諾を得て占有に至ったものかについて、主張、立証する意思はあるか、明らかにされたい。